大 第 ５ ７ ５ 号
令和７年７月２９日

千葉県アスベスト問題対策会議
各部会構成員　様

環境生活部大気保全課長

工作物の事前調査における調査者制度等の周知について（依頼）

令和５年６月２３日付け環水大大発 2306231 号により環境省から通知があったとおり、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令等が施行され、一部の工作物については、令和８年１月１日以降着工の工事から工作物石綿事前調査者等に事前調査を行わせることが義務付けられます。

この度、令和７年６月２３日付け事務連絡のとおり工作物の事前調査における調査者制度の周知について依頼があったところです。

ついては、本件について別添資料を御活用いただき、関係機関等に周知いただきますようお願いいたします。

【担当】
環境生活部大気保全課
大気規制班　小田上
ＴＥＬ：０４３－２２３－３８０７
E-mail：e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp